

別表7

認定取消し手続きにおける提出書類一覧表

取 消 事 由	提 出 書 類 (コピー可)
就 職	就職日が確認できる書類 (内定通知書、雇用証明書、資格情報通知書、 資格確認書等)
離 婚	戸籍等 ※1
別 居	住民票等 ※1
婚 姻	戸籍等 ※1
死 亡	死亡日が確認できる書類 (死亡診断書、戸籍、住民票の写し等) ※1
給与収入が認定基準額以上となる場合	月給制 労働条件通知書、雇用契約書の写し等 日給、時給制 給与実績証明書 (別紙2)
健康保険に加入する場合	資格情報通知書、資格確認書
事業収入が認定基準額以上となる場合	確定申告書及び収支内訳書の写し
年金の受給開始又は受給額の改定により認定基準額以上となる場合	年金決定通知書の写し 年金額改定通知書の写し 受給が開始された、又は増加した年金の受給日が確認できる書類 (年金支払通知書等) ※2
日額が「第8 5に規定する額」を超える雇用保険法の給付を受給する場合	雇用保険受給資格者証両面の写し ※2
共 通 (交付を受けている者に限る。)	資格確認証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証
共 通 (配偶者が国民年金第3号被保険者の場合)	国民年金第3号被保険者関係届 ※3 (健康保険に加入する場合を除く。)

※1 戸籍及び住民票は提出日から3か月以内に発行されたものとする。

※2 個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合に提出を求める。

※3 短期組合員は、所属所から所管の年金事務所へ提出する。